

## 【8】研究方法の実例—提婆達多の破僧年

[1] 以上のように原始仏教聖典には直接、間接に「釈尊の生涯」や「釈尊教団の形成史」を示す資料が存在する。これらを利用して、これら原始仏教聖典の編集者たちが、「釈尊の生涯」や「教団形成史」をどのようにイメージしていたかを再構築するのが本研究の目的であるが、ここでその1例として、提婆達多の破僧年、すなわちマガダの王位がピンピサーラから阿闍世に移った年を考えてみよう。

[1-1] 提婆達多はいつ出家したのであろうか。「律蔵」は次のように言う。

世尊がアヌピヤ国 (Anupiya) のアヌピヤ (Anupiya) というマツラ族の村に住されていたとき、サキヤ族の童子 (sakyakumāra) たちは世尊の出家にならって出家した (bhagavantam pabbajitam anupabbajanti)。そのときマハーナーマとアヌルッダの兄弟はどちらが出家しようかと相談した。母親は許さなかったが、バツディヤ王 (Bhaddiya) が出家するならという条件で、バツディヤ王・アヌルッダ・阿難・バグ (Bhagu) ・金毘羅・提婆達多・ウパーリらが共に出家した。

これは“Vinaya”の「破僧韃度」(vol. II p.180)のいうところであるが、『四分律』の「僧残010」(大正22 p.590中)と『五分律』の「僧残010」(大正22 p.016下)がいうところも同じである。ただ、一緒に出家した者のなかに『四分律』は難提・難陀・跋難陀を含め、バグを含めず、『五分律』は難提を含めることが異なる。“Jātaka” 010 ‘Sukhavihāri-j.’ (vol. I p.140) も同じである。

このように提婆達多は阿難と一緒に出家したという。

ただし阿難を出家させて自分はしばらく在家の勤めをしたとするものもある。

増一阿含024-005 (大正02 p.618上)

また釈尊の許しが出なかったので1人で出家したというものもある。

増一阿含041-009 (大正02 p.802中)

[1-2] 破僧の野望が出家直後からあったとは考えにくい。原始聖典には次のように言うものがある。

十誦律「雑誦 調達事」(大正23 p.257上) ; 1 2年間は善心に修行した。

鼻奈耶 (大正24 p.857下) ; 1 2年間は誦經学道して懈怠するところ無く、毫毛も犯戒しなかった。

Vinaya「破僧韃度」(vol. II p.188) ; 舍利弗は、提婆達多を以前は大神通があるとして称賛していたという。

四分律「僧残010」(大正22 p.593中) ; 舍利弗は以前は提婆達多を聡明にして大神通力を有するとして讃歎したという。

五分律「僧残010」(大正22 p.019上) ; 舍利弗は昔は提婆達多を讃歎したという。

Jātaka010 ‘Sukhavihāri-j.’ (vol. I p.140) ; 禪定を修した。

Udāna (p.003) ; 提婆達多もバラモンとされている。ここにいうバラモンとは、「邪悪の法を除き、正念にして、繫縛を尽くした覚者」と定義されている。

[1-3] 以上のように数年間は真面目で優秀な比丘として修行を行ったのであるが、いつのころからかおそれた野望を抱くようになった。原始聖典は提婆達多が阿闍世に近づいた

きっかけを次のように言う。

Vinaya「破僧健度」(vol. II p.184) ; 「阿闍世は幼く (*taruṇa*) 未来に吉祥あり (*āyatim bhaddako*) 。私は阿闍世王子を信樂させ、その信樂あるところに多くの利養と恭敬が生じるであろう (*tasmim me pasanne bahu lābhasakkāro uppajjissati*) 」

四分律「僧殘010」(大正22 p.591下) ; 「然此王子年漸長大。提婆達以神通力使王子信樂。提婆達念言、我欲畜徒衆」

五分律「僧殘010」(大正22 p.017下) ; 「獲神通已作是思惟、誰応先化。復作是念、瓶沙王太子名曰衆樂、先化導之然後余人乃從我教」

十誦律「雜誦第1 調達事上」(大正23 p.257中) ; 「是沙門瞿曇種姓不勝我、彼姓瞿曇生釋家、我亦姓瞿曇生釋家、諸人以清淨心多有供養者皆為神通力故、我於何家、以神通力攝取令多人隨順我、作是念、瓶沙王於國中最大、是仏不退轉弟子。我正使神通力牽終不可得。調達素知種種外書星宿、相人吉凶天地怪相、見瓶沙王太子阿闍世王相明了。我当以神通力攝取、決定是我檀越、以是因縁多人隨從」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」(大正23 p.700下) ; 「此未生怨太子父亡之後、当為國王有自在。我今宜応先化此人、不勞艱苦能伏多人」

根本有部律「破僧事」(大正24 p.168下) ; 「此国太子阿闍世、父王亡後太子為王。我応降伏、我若降得阿闍世太子、令一切人皆恭敬我」

別訳雜阿含003(大正02 p.374中) ; 「此摩竭提国誰為最勝。覆自思惟、今日太子阿闍世者当紹王位。我今若得調伏彼者、則能控御一国人民」

[1-4] そして次のように阿闍世の歡心を取り結んだ。

Vinaya「破僧健度」(vol. II p.185) ; 「時に提婆達多は自分の姿を変えて童子の姿となり蛇の帯を着けて (*Devadatto sakavaṇṇaṃ paṭisaṃharitvā kumārakavaṇṇaṃ abhinimmitvā ahimekhalikāya*)、阿闍世王子の膝の上に現れた (*Ajātasattussa kumārassa ucchaṅge pāturaḥosi*) 」

四分律「僧殘010」(大正22 p.592上) ; 「変身作嬰孩、身著瓔珞在太子抱上轉側欸太子指」

五分律「僧殘010」(大正22 p.017下) ; 「在太子床上現作小兒噉指仰臥」

十誦律「調達事上」(大正23 p.257下) ; 「現作端正小兒、著金宝瓔珞、在太子膝上東西宛轉、太子鳴抱共戲唾其口中」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」(大正23 p.701上) ; 「時提婆達多遂即變身為童兒形、具諸瓔珞便向太子懷中宛轉而住。是時太子遂捉童兒抱持鳴啞、便以涕唾內其口中。時提婆達多為貪利養、纏繞心故遂啞其唾」

根本有部律「破僧事」(大正24 p.168下) ; 「變其身猶如小兒、身衣金瓔坐太子膝上、乍起乍坐流轉徘徊、太子知提婆達多神通之相、或扑或抱或拍或鳴、便唾口中。提婆達多以供養利益貪心故、即啞其唾」

別訳雜阿含003(大正02 頁374中) ; 「化作小兒、衆宝瓔珞莊嚴其身、在阿闍世膝上、時阿闍世抱取鳴啞、唾其口中。提婆達多貪利養故即嚙其唾」

[1-5] これについては後世の文献にも同様のことが伝えられている。(赤沼辭典に負うところが大きい)

婆沙論「結蘊第二中十門納息」（大正27・頁442上）；小児に変作して膝の上に坐り、利養を貪るがゆえにその唾を咽んだ。

智度論「初品」（大正25 p.252中）；小児に化作して抱中であって唾を飲んだ。

[1-6] そしてついに提婆達多は釈尊が高齢になられたことを理由にサンガを自分に譲る要求を出したとされている。原始聖典は次のように言う。

Vinaya「破僧毘度」（vol. II p.188）；「今や世尊は年老い、老耄となり、高年となり、晩年となり、齢を重ねられた (jīṇṇo dāni bhante bhagavā vuḍḍho mahallako ad-dhagato vayo anuppatto)。今は隠退して、現法樂住に専心して住し (apposukko dāni bhante bhagavā diṭṭhadhammasukhavihāraṃ anuyutto viharatu)、比丘サンガを私に手放してください (mama bhikkhusaṃghaṃ nissajjatu)。私が比丘サンガの面倒を見ましょう (ahaṃ bhikkhusaṃghaṃ pariharissāmi)」

四分律「僧殘010」（大正22 p.592中）；「世尊年已老邁壽過於人學道亦久、宜居閑靜默然自守、世尊是諸法之王、宜可僧付囑於我。我當將護」

五分律「僧殘010」（大正22 p.018中）；「世尊、唯願安住、我今自當領理衆僧」

十誦律「雜誦第1 調達事上」（大正23 p.258中）；「世尊年已老耄、可以衆僧付我。仏但獨受現法樂、令僧屬我、我當將導」

十誦律「僧殘010」（大正23 p.024下）；「仏已仏老耄年在衰末、自樂閑靜受現法樂」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.701下）；「世尊今者年衰老耄、為諸四衆教授勞倦、今可以諸大衆不囑於我、令我教授我當秉執。世尊宜応少為思慮、受現法樂苾芻苾芻尼鄢波索迦鄢波斯迦寂靜而住」

根本有部律「破僧事」（大正24 p.169中）；「世尊今既年老力弱、為四衆說法勞苦、世尊不如與我徒衆、我自教示而為說法、世尊當可宴寂而坐、修習善法常住安樂」

[1-7] これに対して釈尊は次のようにきっぱりと拒絶された。

Vinaya「破僧毘度」（vol. II p.188）；世尊は、「舍利弗・目連にすら付嘱しない。ましてお前のような六年涎を食える者 (chavassakheḷāpaka) に於ておや」

四分律「僧殘010」（大正22 p.592中）；「我尚不以僧付舍利弗目連、況汝癡人涕唾之身豈可付嘱」

五分律「僧殘010」（大正22 p.018中）；「舍利弗目連猶尚不能領我徒衆、況汝愚癡食涎唾乎」

十誦律「雜誦第1 調達事上」（大正23 p.258中）；「舍利弗目連有大智慧神通、仏尚不以衆僧付之。況汝噉唾癡人死人而當付嘱」

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.701下）；「汝之癡人。如舍梨子大目連、我尚不以苾芻僧伽而見不囑。況汝癡人食人涕唾而相付嘱」

根本有部律「破僧事」（大正24 p.169中）；「如我舍利弗大目連、弟子中尊聰明智慧梵行神通証羅漢果。我今尚自不以苾芻僧伽而見付嘱。豈可況汝無智癡人食唾者乎」

[1-8] そこで提婆達多阿闍世に父王を殺せ、自分はサンガを乗っ取るからと唆した。原始聖典は次のように言う。

Vinaya「破僧毘度」（vol. II p.190）；「昔は人々は長命であったが、今は短命です。あなたは王子のままに死ぬという道理もあります (ṭhānaṃ kho pan'etaṃ vijjati

yaṃ tvam kumāro 'va samāno kālaṃ kareyyāsi)。だから王子よ、あなたは父を殺して王になりなさい (tena hi tvam kumāra pitaraṃ hantvā rājā hohi)、私は世尊を殺して仏となりましょう (ahaṃ bhagavantaṃ hantvā buddho bhavissāmi)」四分律「僧残010」(大正22 p.592中)；「王以正法治者得長寿、汝父死後乃得作王、年已老耄不得久在五欲中而自娛樂。汝可殺父我当殺仏。於摩竭国界有新王新仏、治国教化不亦樂耶」五分律「僧残010」(大正22 p.19上)；「今汝父王正法御世如我所見衰喪無期、人命無常喘息難保、何必長年剋此王位。自可凶之早有四海、我当害仏代為法主。新王新仏於摩竭国共弘道化不亦善乎」十誦律「雜誦第1 調達事上」(大正23 p.260下)；「汝殺父我殺仏。汝於摩竭国作王、我当作仏。此摩竭国便有新王新仏、不亦快乎」增一阿含017-011(大正02 p.586下)；「昔者民氓寿命極長、如今人寿不過百年。王子当知、人命無常備不登位、中命終者不亦痛哉。王子、時可断父王命統領国人。我今当殺沙門瞿曇、作無上至真等正覺。於摩竭国界、新王新仏、不亦快哉。

[2] 以上のように提婆達多破僧と関連して、マガダの王子阿闍世は父王ビンピサーラを殺害したわけであるが、この間の時間的関係を文献ごとに取りまとめてみると次のようになる。

“Vinaya” 「破僧健度」；

提婆達多サンガの委譲を要求—釈尊拒絶し、提婆達多を「顕示羯磨」にかける—  
—提婆達多、阿闍世太子にビンピサーラ王殺害を教唆—ビンピサーラ王、王位を阿闍世に譲る—提婆達多、釈尊の殺害を図る—提婆達多、五事を主張—提婆達多、500人の比丘を連れて象頭山へ去る(破僧)—舍利弗・目連、500人を連れ戻す—提婆達多地獄に墮す

『四分律』 「僧残010」 「僧残011」 「破僧健度」；

提婆達多、サンガ委譲を釈尊に要求—提婆達多、阿闍世太子にビンピサーラ王殺害を教唆—提婆達多、釈尊の殺害を図る—提婆達多を「顕示羯磨」にかける—ビンピサーラ王、阿闍世の企みを知るも許す—提婆達多、五事を主張—破僧を企む者は三諫して僧残と制定される—500人の比丘は提婆達多に同調し、伽耶山(Gayāsisa)に去る—舍利弗・目連、500人を連れ戻す—同調する者には三諫して僧残と制定される(「僧残010」「僧残011」「破僧健度」をアレンジして記した)

『五分律』 「僧残010」 「僧残011」 「破僧法」；

提婆達多、サンガ委譲を釈尊に要求—提婆達多、阿闍世太子にビンピサーラ王殺害を教唆—提婆達多を「顕示羯磨」にかける—ビンピサーラ王、王位を阿闍世に譲ったが、少時の後に殺害する—提婆達多、釈尊の殺害を図る—提婆達多、五事を主張—破僧を企む者は三諫して僧残と制定される—500人の比丘は提婆達多に同調する—舍利弗・目連、500人を連れ戻す—提婆達多地獄に落ちる—同調する者には三諫して僧残と制定される(「僧残010」「僧残011」「破僧法」をアレンジして記した)

『十誦律』「雑法 調達事」；

提婆達多、サンガ委譲を釈尊に要求—提婆達多、五事を4人の同党弟子に説く—提婆達多、釈尊の殺害を図る—提婆達多を「顕示羯磨」にかける—提婆達多、阿闍世太子にピンピサーラ王殺害を教唆—父王はこれを知って王と同様の待遇とする—阿闍世は2王がいては困ると父王を牢獄に幽閉す—王夫人食を送る—ピンピサーラ自ら床下に投じて死ぬ—提婆達多、五事を主張する—500人の比丘これに賛同す—舍利弗・目連500人の比丘らを連れ戻す

このように提婆達多の破僧は、阿闍世の即位工作と並行して進められたのであるが、時間的には阿闍世の即位ないしは父殺しの方が若干早かったという印象を受ける。しかし阿闍世の即位年と破僧年とは同一年と考えて差し支えないであろう。

[3] 以上の原始仏教聖典資料が伝える原始聖典編集者たちの提婆達多の破僧に関するイメージをまとめると次のようになる。

[3-1] 提婆達多が阿難らと一緒に出家したという伝承に従えば、阿難は釈尊成道20年に出家したのであるから、提婆達多も成道20年に出家したことになる<sup>(1)</sup>。もっともこれは出家してすぐに侍者になったとすればの推定である。しかし原始聖典にはその細部までは記述していない。しかしながら阿難は侍者としてのイメージが強く、一般比丘としてのイメージは稀薄である。というよりもそういうイメージは原始聖典には存しないといっても過言ではないであろう。ということは、原始聖典の編集者たちは阿難は出家してすぐに侍者になったというイメージを持っていた証左と言えなくはないであろう。したがってここでは一応そのように考えておく。そうすれば阿難の出家年は、釈尊の年齢からいうと、成道年齢を35歳として<sup>(2)</sup>、 $35 + 20 = 55$ となり、満55歳のときということになる。

出家して数年間は真面目な比丘として修行した。この年数について確かなことは分らないが、『十誦律』『鼻奈耶』のもつイメージは12年間であった。不合理な数字ではないからこれを採用すると $20 + 12 = 32$ 、 $55 + 12 = 67$ となり、釈尊成道32年、満67歳までは全うな比丘であったことになる。

しかし神通力を得るに及んで邪心を起こし、「若く (taruṇa)」<sup>(3)</sup>、歳漸く長大となったが、「童子 (kumāra)」<sup>(4)</sup>とも呼ばれている阿闍世太子に取り入って欲心を買うようになった。しかし阿闍世太子はすでに結婚して幼い子供を可愛がっている年齢には達していた<sup>(4)</sup>。そのような阿闍世太子に提婆達多が神通力で小児に姿を変えて阿闍世の膝に坐って唾を飲んだというのはその比喩的表現としてよく分る。そしてやがて阿闍世の絶対的な帰依を得るようになって、遂には阿闍世は父王を殺し、提婆達多は破僧に至るのであるが、これにもそれ相応の年数を必要としたであろう。『パーリ律』は「6年唾を食らうもの」とするから、これを採用すると、 $32 + 6 = 38$ 、 $67 + 6 = 73$ となり、破僧は釈尊成道38年、73歳のときということになる。

しかし以上は釈尊成道から提婆達多の出家までの20年、真面目な修行僧であった期間の12年、野心を起こすようになってから破僧までの6年をすべて「満」で計算していることになり、少々不自然である。そこで「1」ないしは「2」を減じるのが自然であろう。そうすると提婆達多の破僧は成道36年か、37年、釈尊の満「71歳」か「72歳」の時であっ

たということになる。この年齢は釈尊が「老齡」になられたからサンガ委譲を要求したという伝承とも合致する。

もちろん以上は現時点での仮説であって、これを結論としたわけではない。最終的には阿闍世王やビンピサーラ王の事績や、波斯匿王との関係も調査しなければならない。医師ジーヴァカとも関わってくる。例えば、ビンピサーラ王は釈尊よりも5年年少という資料があるから、その時にはすでに60代後半となっており、本来ならこのような非常手段を講じなくとも、自然に王位は自分のところに来ると考えても不自然ではない。しかし阿闍世には少なくとも2人の兄の存在が知られるから、あるいは王位継承争いがあったのかもしれない。このように1つのことがわかると、芋づる式にさまざまなことがわかってくるのである。

ともかくこのような手法でさまざまな事績を調査研究すれば、釈尊の生涯イメージや釈尊教団イメージも明らかになってくるという1つのシミュレーションを行ってみたのである。

- (1) 【4】の[1-2] 参照
- (2) 本モノグラフ【論文3】を参照されたい。
- (3) Vinaya vol.II p.184、四分律「僧残罪010」大正22 p.591下
- (4) 十誦律・調達事上 大正23 p.260下

[4] 原始聖典資料からその編集者たちが抱いていたであろう最大公約数的なイメージの再構築を試みると以上のようになるが、後の資料には次のように言うものがある。それぞれ独自の伝承を持っていたものとも考えられるが、多くは彼らが保持していた原始仏教聖典資料からの再構築であって、ここに我々が行った作業と同じような作業が行われた結果ではなからうか。

[4-1] “Dīpavaṃsa”は次のようにいう。「クシャトリヤ阿闍世は32年間王権を取り (battiṃsa rajjaṃ kāresi)、灌頂8年に正覚者は般涅槃された (aṭṭhavassābhisittassa sambuddho parinibbuto)」<sup>(1)</sup>

- (1) p.030

[4-2] “Sāsanaṃvaṃsa”は次のようにいう。「(第1結集が行われたのは)末世時(カリユガ)の148年を余すところ無く取り除いて、末世時(カリユガ)から仏教紀元として立てた時にあたり (sāsanaṃ samaṃ katvā ṭhapesi)、アジャータサットウ王が即位して8年を経過し (yadā pana Ajātasatturañño rajjaṃ patvā aṭṭha vassāni honti)、ミャンマー王国タガウン・ティントウエ村に、ザムブディーパダザという王が即位して5年以上経過した時であった (tadā marammaraṭṭhe Takoṃ-saṃte pure Jambudīpadhajaṃsa nāma rañño rajjaṃ patvā atirekapañcavassāni ahesuṃ)」<sup>(1)</sup>。

- (1) p.004 生野善応『ビルマ上座部仏教史』(山喜房仏書林 1980年5月) p.009参照

[4-3] “Jinakālamāli”は次のように言う。「王位を得た阿闍世王の第8年に世尊は般涅槃された (rajjaṃ pattassa Ajātasattuno aṭṭhame vasse bhagavā parinibbāyi)」<sup>(1)</sup>とし、その3ヶ月後に第1結集を行ったという<sup>(1)</sup>。

- (1) p.040 未刊の畑中茂氏の『Jinakālamāli試訳研究』を参照させていただいた。記して謝意を呈する。

[4-4] 『ピガンデー氏 緬甸仏伝』は「阿闍世がマガダの王位に即いたのは、仏成道後

第37年目であった」<sup>(1)</sup>とする。

(1) p.332

[4-5] 以上に紹介した資料によって阿闍世の即位年代を計算してみると次のようになる。

“Sāsanavaṃsa”は第1結集を阿闍世王が即位してから8年を経過していた時とする。釈尊は入胎から数えて満80歳、成道満46年の当日、すなわち2月15日に入滅された<sup>(1)</sup>。第1結集はその3ヶ月後に開かれたのであるから<sup>(2)</sup>、その時点で釈尊が生存されていたとすると、入胎は4月15日であるから、満81歳になられていたことになる。これを基準に計算すると、 $81-8=73$ 歳となる。しかし即位の月日はわからず、ちょうど満8年目というわけでもないであろうから、8年余とすれば、72歳の時であったことになる。

“Dīpavaṃsa”は「灌頂8年に般涅槃された」とし、“Jinakālamāli”も阿闍世王の第8年目に般涅槃されたというのであるから、これは数えによる数え方であろう。そうすると、 $80-(8-1)=73$ となる。ただしこれもちょうど8年目ではなく、8年余と考えれば、72歳という可能性も存する。

『ビガンデー氏 緬甸仏伝』は阿闍世王の即位を成道第37年というのであるから、 $35+37-1=71$ となる。もっともこれもちょうど37年目というわけでもなく、37年余であるとすると72歳という可能性も存する。成道は2月15日であるが、4月15日には72歳になられていたからである。

(1) 【論文3】の[6] 参照

(2) “Mahāvaṃsa” pp.093-095 参照

[5] 以上のように、阿闍世王の即位年を正確に知ることはできない。しかし上述したように原始聖典資料の計算でも、後世の資料による計算でも、最大公約数としては「72歳」ということになるから、提婆達多による破僧年は釈尊の満72歳のときとしてよいかもしれない。

なおこれは方法論の一端を示すためのものであって、この結論を得るためには、「破僧健度」をもう少し詳しく検討しなければならないし、ピンビサーラ王や波斯匿王、あるいは医師ジーヴァカなどの関連人物の事跡も調査しなければならない。したがってこれは現時点での仮説としておく。

[6] 提婆達多の出家、修行、野心、破僧に関わる伝承は以上の通りであるが、それ以降の状況を伝える資料もある。「時系列にしたがった聖典目録」では、「提婆達多の破僧」に言及する資料よりも後のものということになる。

[6-1] 地獄に落ちるまでの期間を9ヶ月とする。

Jātaka466 ‘Samuddavāṇija-j.’ (vol. IV p.158) – 提婆達多は9ヶ月の間如来に対して不利益を考えた。

Jātaka240 ‘Mahāpiṅgala-j.’ (vol. II p.239) – 提婆達多0917が世尊9999に悪意を抱いてから9ヶ月して祇園精舎1525の入り口で大地の中に墮ち込んだ。

[6-2] 「提婆達多が去って久しからざるとき」とする資料もある。

MN.29 ‘Mahāsāropama-s.’ (vol. I p.192)

SN.006-012 (vol. I p.153)

SN.017-035 (vol. II p.241)

AN.004-068 (vol. II p.073)

AN.008-007 (vol. IV p.160)

AN.008-008 (vol. IV p.162)

[6-3] また明らかに後と分る経もある。地獄に落ちたと過去形で表す資料や、阿闍世が「太子」ではなく「王」として登場する経である。例えば阿闍世が王として登場するものには次のようなものがある。

DN.002 ‘Sāmaññaphala-s.’ (沙門果経 vol. I p.047)

長阿含027「沙門果経」(大正01 p.107上)

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (大般涅槃経 vol. II p.072)

長阿含002「遊行経」(大正01 p.011上)

白法祖訳「仏般泥洹経」(大正01 p.160中)

不載訳人附東晋録「般泥洹経」(大正01 p.176上)

‘Mahāparinirvāṇasūtra’ (上 p.049)

MN.035 ‘Cūḷa saccaka-s.’ (薩遮迦小経 vol. I p.227)

MN.088 ‘Bāhitika-s.’ (鞞訶提経 vol. II p.112)

中阿含161「梵摩経」(大正01 p.685上)

MN.108 ‘Gopakamoggallāna-s.’ (瞿曇目犍連経 vol. III p.007)

中阿含142「雨勢経」(大正01 p.648上)

SN.003-014 (vol. I p.082)

雑阿含1236 (大正02 p.338中)

別訳雑阿含063 (大正02 p.395下)

雑阿含1237 (大正02 p.338下)

別訳雑阿含064 (大正02 p.395下)

SN.020-008 (vol. II p.267)

雑阿含1252 (大正02 p.344中)

増一阿含006-003 (大正02 p.560上)

AN.004-188 (vol. II p.181)

増一阿含023-007 (大正02 p.614上)

AN.007-020 (vol. IV p.017)

増一阿含040-002 (大正02 p.738上)

増一阿含018-005 (大正02 p.590上)

増一阿含028-001 (大正02 p.646下)

増一阿含036-005 (大正02 p.703中)

増一阿含038-011 (大正02 p.725中)

増一阿含043-004 (大正02 p.759上)

増一阿含043-007 (大正02 p.762上)

増一阿含045-007 (大正02 p.773下)



- 増一阿含047-006 (大正02 p.782上)  
Jātaka150 ‘Sañjīva-j.’ (vol. I p.508)  
Jātaka239 ‘Haritamāta-j.’ (vol. II p.237)  
Jātaka283 ‘Vaḍḍhakisūkara-j.’ (vol. II p.403)  
Jātaka373 ‘Mūsika-j.’ (vol. III p.215)  
Jātaka415 ‘Kummāsapiṇḍa-j.’ (vol. III p.405)  
Jātaka438 ‘Tittira-j.’ (vol. III p.536)  
Jātaka530 ‘Saṅkicca-j.’ (vol. V p.261)  
Jātaka542 ‘Khaṇḍahāla-j.’ (vol. VI p.129)  
僧祇律「波羅夷001」 (大正22 p.234下)  
五分律「波羅夷002」 (大正22 p.005中)  
十誦律「波羅夷002」 (大正23 p.003下)  
十誦律「波羅夷004」 (大正23 p.013上)  
根本有部律「波羅夷004」 (大正23 p.677下)  
四分律「単提法033」 (大正22 p.657中)  
十誦律「波逸提036」 (大正23 p.093中)  
僧祇律「単提004」 (大正22 p.328下)  
僧祇律「単提049」 (大正22 p.369下)  
根本有部律「波逸底迦059」 (大正23 p.845中)  
根本有部律「波逸底迦059」 (大正23 p.846上)  
十誦律「(比丘尼)波逸提098」 (大正23 p.323中)  
根本有部律「(比丘尼)波逸底迦103」 (大正23 p.1003下)  
五分律「受戒法」 (大正22 p.116中)  
四分律「衣毘度」 (大正22 p.849中)  
十誦律「雜法」 (大正23 p.276下)  
五分律「僧殘010」 (大正22 p.019下)  
十誦律「調達事上」 (大正23 p.262上)  
僧祇律「五百比丘集法藏」 (大正22 p.489下)  
Vinaya「五百毘度」 (vol. II p.286)  
十誦律「五百比丘結集三藏法品」 (大正23 p.445下)  
根本有部律「破僧事」 (大正24 p.205上)

[7] もちろん阿闍世が太子として登場するものや、ビンビサーラ王が登場するものは破僧以前ということになるが、これは省略する。